



「ゆり」

TAINS だより夏号をお届けします。

税務の繁忙期や総会シーズンもひと段落し、少し落ち着きを取り戻された頃かと存じます。

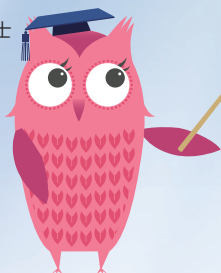
TAINS では、ユーザーの皆様にとってより使いやすいサービスを提供できるよう、引き続きシステム改修を進めております。現場でのご意見・ご要望が改良の大きなヒントとなりますので、ぜひお聞かせください。

また、毎月リリースされている判例解説の研修動画「TAINS MOVIE」もご好評をいただいております。通勤時間などのスキマ時間に気軽に視聴いただける内容となっておりますので、まだご覧いただけていない方もぜひ一度お試しください。

今後とも、TAINS を税理士業務の力強いパートナーとしてご活用いただけますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2025 夏号
VOL31 No.243

- 特別寄稿 _____ 2
税金エッセイ・この夏
Geminiで確かめてみました!
TAINS編集長
(青山学院大学名誉教授) 三木 義一
- メールニュース (2025年4月~2025年6月収録) _____ 11
- 判例を読み解くTAINS講座 _____ 18
- DB収録情報、会員数 _____ 20

税金エッセイ・この夏 Geminiで確かめてみました！

TAINS編集長

青山学院大学名誉教授 三木 義一

- 1) イタリアの民間徴税請負人
- 2) 租税特別措置をわかりやすく
- 3) 累進的付加価値税 (VAT) をめざしませんか？
- 4) 戦後財務省不祥事ワースト1

この夏、裁判のことはひとまず忘れて、税制のあれこれを考えてみましょう。本稿は三木が Gemini に命令して調べさせたものと、それに適合する絵も描かせてみたものです！！

第1項 イタリアの民間徴税請負人

タインズの会員はイタリアにはつい最近まで民間の徴税請負人がいたことをご存じだろうか？実は私も最近その存在を知ったので、なぜ、このような仕組みが採用されたのかをまず Gemini に調べさせて、それを補填しながら紹介してみよう。

イタリア政府は 1973 年に次のような声明を出している。「イタリア政府は、所得税その他の直接税の徴収を請負う制度をもう一〇年続けることを決定した。こうした中世紀的な制度をいまだに利用しているのは、世界中で、イタリアだけのようなのである。」(中村英男「イタリアの民間徴税業者」より引用。大蔵省も 1973 年 11 月 6 日の「海外経済情報」で紹介しているという)

実に驚くべきことであるが、イタリアでは第二次世界大戦後もこのような制度が残っていたことになる。第二次世界大戦後、イタリアは国民投票で国王を廃止し、共和制となり、憲法には「税制は、累進性の基準に基づいて編成される」という規定を置きながら、徴税の機構が整備されていなかったことになる。徴税請負人というと古代ローマを思い浮かべるが、イタリア半島の歴史に深く根差した、根強い制度的慣行の現れであったが、ここでは第二次大戦後に絞って説明してみたい。

1) 第二次世界大戦後における民間徴税制度の解剖

第二次世界大戦を経て、イタリア共和国が成立した後も、19 世紀から続く民間徴税制度は、驚くべきことにほぼそのままの形で存続した。この制度は、イタリアの財政システムにおける特異な存在であり、その具体的な仕組みと存続の背景を理解することは、後の改革の必然性を知る上で不可欠である。

1970 年代初頭の時点でも、イタリアの税務行政は複数の徴収方式を併用していた。給与所得などに対する源泉徴収や、法人税のように納税者が直接国庫に納付する方式も存在したが、所得税をはじめとする多くの直接税の徴収において最も大きな割合を占めていたのが、「徴税名簿による徴収 (riscossione mediante ruoli)」、すなわち民間の徴税業者「エサットーリ (esattori)」を通じた徴収であった。

- 徴収対象の税金：この制度は主に、税務署が作成した「徴税名簿」に記載された所得税などの直接税の徴収に用いられた。税務署が税額を査定し、その徴収業務を民間に委託するという分業体制が採られていた。

- 徴税人 (エサットーリ)：徴税人は、いかなる官庁にも所属しない、純粋な民間事業者であった。その形態は多岐にわたり、個人事業主から、

イタリア有数の大銀行や専門の徴税会社までが含まれていた。全国に約 2,500 の徴税人が存在し、彼らはイタリア経済において無視できない影響力を持つ金融勢力を形成していた。

- 免許制度：特定地域の徴税業務を行う権利は、10 年を期限とする免許制であり、公開入札によって決定された。ただし、この入札に参加できるのは、あらかじめ財務省が作成した登録簿に記載された者に限定されていた。登録簿に記載されるためには、成年であるイタリア国民であることに加え、一定の学歴、資格試験の合格、そして十分な資力の証明など、厳しい要件を満たす必要があった。

- 手数料「アッジョ (Aggio)」による報酬：徴税人の報酬は、国家からの給与ではなく、「アッジョ (aggio)」と呼ばれる手数料であった。これは徴税人が徴収した税額に対して一定の割合で計算される成功報酬であり、最大で 6.72% に達することもあった。そして、この制度の最も特徴的かつ問題視された点は、このアッジョが納税者自身によって、本来の税金に上乗せして支払われたことである。つまり、納税者は税金を納めるという義務を果たすために、さらにその徴収コストまで負担させられていたのである。しかも納税者が支払う手数料「アッジョ」の料率は、全国一律ではなかったのである。ある分析によれば、手数料率は北イタリアでは平均して税額の約 1.25% であったのに対し、南イタリアでは 9.70% にも達していた。この著しい格差の公式な理由は、「南部では徴税が困難である」というものであった。これは、南部の経済基盤の脆弱さ、脱税の蔓延、そして行政への不信感といった、いわゆる南北問題を反映したものである。しかし、結果として生じたのは、経済的に豊かで納税意識も比較的高い北部の市民が低い手数料を支払う一方で、経済的に貧しい南部の市民が、その「徴税の困難さ」のコストを、法外に高い手数料という形で直接的に負担させられるという、極めて倒錯した現実であった。

2) スキャンダル

民間徴税制度と聞いただけで「腐敗」を連想

するが、大手徴税会社 Aipa (Agenzia Italiana per le Pubbliche Amministrazioni) を巡るスキャンダルがその象徴であった。Aipa は全国約 800 もの自治体から徴税業務を請け負っていたが、司法当局の捜査により、市民が支払った税金のうち少なくとも 1 億 5000 万ユーロが「消失」していたことが明らかになった。横領された資金は、経営陣によってポツワナの農場や米ワイオミング州の牧場、さらには観光会社の株式購入といった、私的な資産形成のために流用されていた。この事件は、民間委託が単なる行政手法の問題ではなく、国富の収奪にまで至る危険性を白日の下に晒したのである。

3) 2017 年改革：国家機構への完全統合

こうした経験もあり、イタリアはようやく 2016 年 10 月 22 日の緊急政令第 193 号 (2016 年法律第 225 号として承認) をだし、2017 年 7 月 1 日をもって、民間制度はなくなり、その機能、資産、負債はすべて、新たに設立された

Agenzia delle entrate-Riscossione (AdER、歳入庁・徴収局) に引き継がれた。AdER は、「ente pubblico economico (公的経済法人)」と位置づけられ、歳入庁の業務を補完する下部機関として、その指揮監督下に置かれることになった。

4) ポイント

イタリアにおける民間徴税人「エサットーリ」から公的機関「歳入庁・徴収局」への長い道のりは、単なる財政政策の変遷史ではない。それは、近代化、強力で効率的な中央国家の建設、そして財政的正当性を巡る国家と市民の複雑な関係性といった、第二次世界大戦後のイタリアが直面したより広範な闘いの縮図である。日本が島国で、明治以来国の形が変わらず、ある意味で強権的な統一が可能であったのに対し、イタリアの物語は、制度改革がいかに困難で、試行錯誤を伴う長期的なプロセスであるか、そして一つの問題を解決することが新たな課題を生み出す可能性があることを、我々に教えてくれる。イタリアの経験は、国家の最も基本的な機能の一つである徴税が、単なる技術的な手続きでは

なく、その国の歴史、社会構造、そして統治のあり方そのものを映し出す鏡であることを、雄弁に物語っているようだ。



第2項 租税特別措置をわかりやすく

次に、税理士さんを悩ませる租税特別措置をどうわかりやすくできるかに、取り組んでみよう。

現行の特別措置法は市販の解説書等で調べない限り、一読してもわからない状況である。私は、租税特別措置法の64条と64条の2にそれぞれの施行令、施行規則を加えたものをコピーして、PDFに変更した上で、まず、googleのnotebookLMに読み込ませ、こういう設問を試してみた。「収用に伴い初年度は特別勘定を設けましたが、翌年以降チェックしなければならないポイントをわかりやすく教えてください」。その答えが下記の通りであった。

収用に伴い初年度に特別勘定を設けられたとのこと、翌年以降にチェックすべきポイントを以下にわかりやすくご説明します。
租税特別措置法に基づく収用等の場合の課

税の特例では、代替資産の取得を通じて課税の繰延べを行うための「特別勘定」制度が設けられています。初年度に特別勘定を設けた後、主に以下の点について継続的な確認が必要です。

翌年以降にチェックすべきポイント

1. 代替資産の取得期間（指定期間）の確認

1 特別勘定を設けた主な目的は、収用等によって譲渡した資産に代わる「代替資産」を取得することです。この代替資産の取得には期間制限があります。

・原則：収用等があった日を含む事業年度終了の日の翌日から2年以内に代替資産を取得する必要があります。この期間を「指定期間」といいます。

・期間の延長：以下のような「やむを得ない事情」がある場合、指定期間が延長されることがあります。

▪ 事業の完了遅延：収用等に係る事業の全部または一部が完了しないため、代替資産の取得が困難な場合。この場合、収用等があった日から最長で4年と6ヶ月まで延長されることがあります。税務署長の承認が必要となるケースもあります。

▪ 工場等の建設・移転：工場、事務所などの建物、構築物、機械装置の敷地造成や建設・移転に通常2年を超える期間を要する場合。この場合、代替資産の取得が確実に認められる日から最長で3年まで延長されることがあります。

▪ 特定非常災害：特定非常災害に起因するやむを得ない事情で代替資産の取得が困難になった場合、税務署長の承認を受けることで指定期間が延長されることがあります。
。これらの延長事由に該当するかどうかを定期的に確認し、必要な場合は所轄税務署長への承認申請（指定期間の末日までに提出）を行う必要があります。

2. 代替資産の取得状況と特別勘定の処理

指定期間内に代替資産を取得できたかどうかで、特別勘定の処理が変わります。

◦ 代替資産を取得した場合：

▪ 代替資産を取得した日を含む事業年度の確定した決算において、その代替資産の取得価額に「差益割合」を乗じて計算した金額（「圧縮限度額」）の範囲内で、帳簿価額を損金経理により減額するか、または積立金として積み立てる方法で経理することができます。

▪ 同時に、特別勘定の金額のうち、代替資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額を、代替資産を取得した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金に算入します。

▪ この処理により、特別勘定が取り崩され、税務上の繰延べ効果が適用されます。

▪ **差益割合とは：** 収用等に伴う補償金、対価、または清算金の額から、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額が、当該補償金等の額に占める割合を指します。

◦ 代替資産を取得しなかった場合、または指定期間が満了した場合：

▪ 指定期間を経過する日において、特別勘定に残額がある場合、その特別勘定の残額は、指定期間が経過する日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金に算入されます。つまり、この時点で繰り延べられていた所得が課税対象となります。

3. 特別勘定の益金算入事由の確認

代替資産の取得の有無以外にも、特別勘定が益金に算入されるケースがあります。以下のいずれかに該当しないか確認が必要です。

◦ 指定期間内に、特別勘定の金額を代替資産の取得以外の目的で取り崩した場合。

◦ 法人が指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く）。

◦ 法人が指定期間内に、自らを被合併法人とする適格合併以外の合併を行った場合。

◦ 法人が、非適格株式交換等を行った場合（特

別勘定の金額が1,000万円未満のものを除く）。

◦ 法人が、連結納税制度における通算開始法人、通算加入法人、または通算終了法人に該当することとなった場合（特別勘定の金額が1,000万円未満のものを除く）。

4. 申告・書類保存要件の遵守

◦ 収用等の特例を適用するためには、確定申告書等に損金算入額の記載と、その計算に関する明細書の添付が必要です。

◦ また、収用等があったことを証明する書類（例：都市再開発事業の施行者の証明書類など）の保存が義務付けられています。

◦ 指定期間の延長承認を受けた場合、そのやむを得ない事情の詳細、代替資産の取得予定年月日、取得価額の見積額などを記載した書類の添付も必要です。

5. 組織再編時における特別勘定の引継ぎ

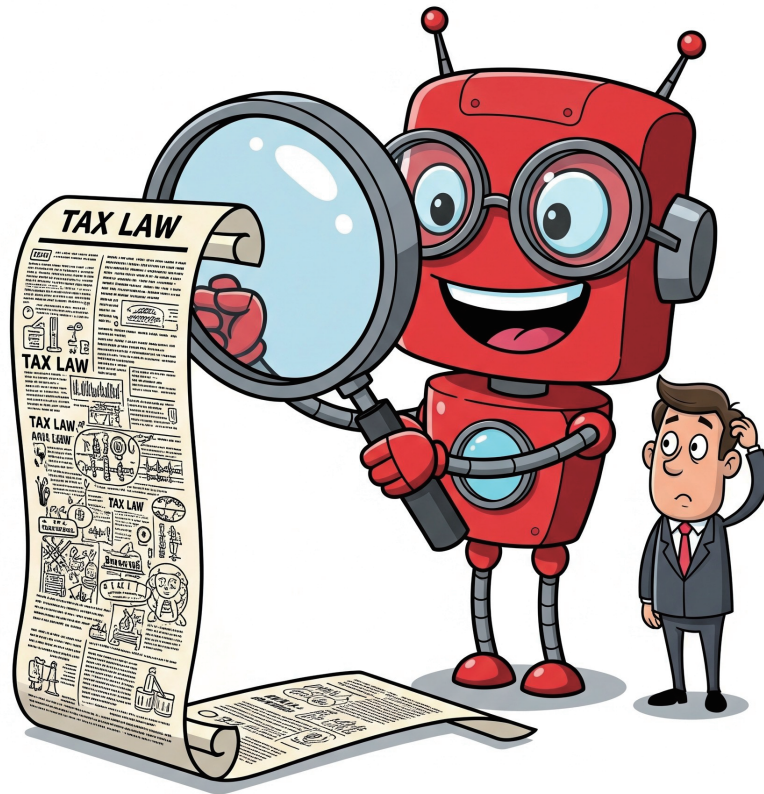
◦ 適格合併、適格分割、適格現物出資を行った場合、特別勘定の金額は、合併法人等に引き継がれることがありますこの場合、引き継ぎ後の法人において、上記の指定期間の管理や代替資産の取得義務が継続します。

◦ 引き継ぎを行う際は、税務署への所定の書類の提出が必要です。

これらのポイントを定期的に確認し、適切な会計処理と税務申告を行うことが、収用等に伴う課税の特例を最大限に活用し、税負担を適正に管理する上で重要となります。

とまあ、こんな風になった。かなりわかりやすくなっていると思われる。もっともこれを読んで安心してもいけない。何か忘れているかもしれない。

いずれにせよ、このような、難しい規定は申請を受けたい納税者が税務署に「**の特例を受けたい」という申請書類を出させて、数ヶ月以内に税務署が賦課処分をする方式に変えろ！要件等は税務署が調べ、納税者に提出を依頼し、解釈をミスしたときは税務署の間違いなので、納税者を救済せよ！



第3項 累進的付加付加価値税 (VAT) をめざしませんか？

1) はじめに

私は、消費税の逆進性は問題でやはりこれに頼るのは危ないと思いつつ、廃止しろ、とまではいえない状態で悩んできた。しかし、国際通貨基金 (IMF) が 2024 年 4 月に発表したワーキングペーパー「累進的 VAT の設計」に衝撃を受け、これだ！と思った。1980 年代、所得税に変わり、人の支出を課税標準にする制度が目玉されたことがあった。確かに、所得税は生きていくためにもらう労働者の賃金は「所得」として必ず課税されるのに、企業を支配している人たちは配当等は実現させなくとも企業の価値を増殖していける。結局、働く貧しいものだけを累進課税に服させるのが所得税で、本当の富裕者は所得税の対象から外れていることから比べれば、消費に課税するのはより合理的だからである。でも、それを具体化するのとは当時では無理でいつの間にか消えていたが、今の消費税を累進化できるのであれば、所得税より、公平な税構造が実現すると思われる。本稿では、昨年 IMF の「累進的消費税構想」が現在世界の研究者にどううけとめられているか、を Gemini に以下のように調べさせた。

2) VAT の根深い逆進性問題と「累進的 VAT」の登場

付加価値税 (VAT) は、世界 160 カ国以上で導入され、経済活動への歪みが少なく効率的に巨額の税収を確保できる「マネーマシン」として、現代税制の成功例とされてきた。しかし、その成功には常に「逆進性」という影がつきまってきた。逆進性とは、消費に対して一律に課税されるため、所得の大部分を消費に充てる低所得世帯ほど、所得に占める実質的な税負担率が高くなる性質を指す。この公平性の問題は、VAT 導入以来、絶えず政策論争の中心にあり続けてきた。

こうした中、近年、VAT の逆進性問題への新たなアプローチとして「累進的 VAT」が注目を集めている。特に、IMF が 2024 年 4 月に発表したワーキングペーパーは、この議論を国際的な政策課題の最前線に押し上げた。世界経済が政府債務の増大、成長の鈍化、格差拡大という三重の課題に直面する中、単に歳入を確保するだけでなく、より公平な方法で歳入を動員する必要性が高まっている。累進的 VAT は、これまで効率性を目的としてきた VAT を、再分配という社会的機能も果たせるように再設計しようという、新たな時代の要請に応えるパラダイムシフトの試みなのである。

3) 逆進性対策の変遷：伝統的手法から理論的最適解へ

VAT の逆進性を緩和する最も一般的な方法は、食料品などの生活必需品に軽減税率や非課税措置を適用する「伝統的アプローチ」である。しかし、この手法は、その恩恵が高所得世帯にも多大に及ぶため、ターゲットを絞り込めていない非効率な再分配手段であるという点で、国際的な学術研究の見解がほぼ一致している。

これに対し、学术界では「現代的アプローチ」、すなわち「広範な課税ベースを持つ単一税率の VAT と、低所得世帯を対象とした現金給付制度の組み合わせ」が、理論的に最も優れた解決策であるというコンセンサスが確立されている。この方法は、VAT の効率性を最大限に活かしつつ、公平性の目標はターゲットを絞った直接給付で達成しようとするものだ。

しかし、この理論的な最適解と、多くの国が依然として軽減税率を採用している現実との間には、大きな「理論と実践のギャップ」が存在する。このギャップを生んでいるのは、有権者が「既存の恩恵（軽減税率）を取り上げられ、後から新たな給付が与えられる」という政策に不信感を抱きやすいことや、福祉給付の受け取りに社会的な「スティグマ（負の烙印）」を感じる人がいることなど、政治的・社会心理学的な要因である。IMF が提唱する新しい累進的 VAT は、まさにこのギャップをテクノロジーで埋めようとする挑戦と言える。

4) 新たな解決策：IMF の「リアルタイム還付型」累進 VAT

IMF が提案するモデルは、最先端のデジタル技術を活用し、VAT の逆進性を根本的に解消しようとする革新的な構想である。

基本構造：経済効率性を最大化するため、例外を排した「単一税率・広範な課税ベース」を原則とする。その上で、VAT による負担を相殺するため、低所得世帯に対して補償的な給付を行う。

メカニズム：最も革新的なのは、その実行メカニズムである。消費者が店舗で支払いをする際に、

デジタル ID（日本のマイナンバーカードに相当）を通じて個人を識別。システムが事前に登録された所得情報と連携し、その消費者が補償給付の対象者かを瞬時に判定する。対象者であれば、購入金額に含まれる VAT 額が計算され、その場で即座に銀行口座やデジタルウォレットに還付される。

真の狙い：このモデルの革新性は、経済合理性だけでなく、政治的・社会心理的な障壁を乗り越えようとする点にある。レジでの支払いの瞬間に「課税」と「還付」が同時に起こることで、消費者の体験は「税金を払い、福祉を受け取る」というものではなく、「単に割引を受ける」という感覚に近いものへと「リフレーミング（再構成）」される。この心理的な仕掛けによって、有権者の抵抗感を和らげ、スティグマを解消し、政治的な実現可能性を高めることが最大の狙いなのである。

5) 実現に向けた技術、課題、そしてリスク

累進的 VAT の構想は、技術的には現実味を帯びてきている。ブラジルの脱税対策プログラム「Nota Fiscal Paulista」では、消費者が納税者番号を提示することで取引情報がリアルタイムに報告され、脱税防止に大きな成果を上げた。また、中国は 2025 年から外国人観光客向けの VAT 即時還付制度を開始しており、リアルタイムでの税還付メカニズムが技術的に可能であることを示している。

しかし、その実現には重大なリスクも伴う。政府が「誰が、いつ、どこで、何を買ったか」という個人の全購買行動をリアルタイムで追跡することを意味し、深刻なプライバシー侵害であり、監視社会への道を開くとの批判は免れないからである。

6) 日本への示唆：より公平な消費税への道筋

累進的 VAT の根底にある「単一税率 + 現金給付」という思想は、日本で長年「給付付き税額控除」として議論されてきたテーマと軌を一にするものである。注目すべきは、2015 年に財務省が検討した「日本型軽減税率制度」という構想だ。これは、マイナンバーカードを活用し、所得制限付きで消



費税の軽減相当額をポイントなどで還付する案であり、まさに IMF が提唱するリアルタイム還付モデルの原型と言える。

この構想は当時、マイナンバーカードの普及率の低さなどを理由に頓挫したが、その後のデジタル化の進展により、技術的・社会的障壁は大幅に低下している。IMF という国際的な権威による理論的裏付けは、かつて国内で頓挫した構想に新たな政治的推進力を与える可能性がある。

Gemini は様々なインターネット上の文献等を調べて無難な回答をしてきている。私は、将来の安定した国家を作るためにはこれが現在のところベストだろうと考えている。読者の皆さんはいかがであろうか？

第4項 戦後財務省不祥事ワースト1

Gemini に戦後の財務省の不祥事ワースト5を選出せよと命じてみた。読者と一致しているだろうか？ Gemini によれば、

第5位	福田事務次官セクハラ問題 (2018)
第4位	昭和電工事件 (1948)
第3位	造船疑獄 (1954)
第2位	森友学園公文書改ざん事件 (2017)
第1位	大蔵省接待汚職事件 (1998) ——「最強官庁」を解体した構造的腐敗

であった。個人的には森友事件だと思うが、Gemini が第1位にした理由をみてみよう。

1) 腐敗の構造：「ノーパンしゃぶしゃぶ」と「MOF 担」

1990 年代、大蔵省と金融業界の関係は、構造的かつ常態的な汚職によって蝕まれていた。その腐敗の象徴として国民の記憶に刻まれたのが、「ノーパンしゃぶしゃぶ」と呼ばれる飲食店であった。

ここでは、大蔵省の幹部官僚たちが、自らが監督・検査すべき銀行や証券会社からの過剰な接待漬けになっていた。この生々しいスキャンダルは、抽象的だった官僚腐敗の概念を、国民にとって直感的で許しがたいものへと変えた。

この事件で明らかになったのは、「MOF 担（モフたん）」と呼ばれる、金融機関内に設置された大蔵省担当者の存在である。彼らの唯一の任務は、大蔵官僚を接待し、懐柔することであった。これは単発の贈収賄ではなく、深く常態化したビジネス慣行だったのである。接待の見返りとして、官僚たちは金融機関にとって死活的に重要な情報、とりわけ抜き打ちで行われる金融検査の日程や対象支店といった最高機密を漏洩していた。

2) 国家経済への影響：金融危機における機能不全

この倫理的腐敗は、単なる風紀の乱れではなかった。それは、日本の金融システムがバブル崩壊後の不良債権問題で未曾有の危機に瀕していた、まさにその最中に起きていた。危機管理を担うべき監督官庁そのものが、監督対象によって骨抜きにされていたのである。

規制する側とされる側の癒着は、大蔵省が断固たる措置を講じる能力を直接的に奪った。銀行は、漏洩された検査情報を利用して、自らが抱える不良債権の実態を検査官から隠蔽した。スキャンダルの発覚は、大蔵省の信頼性を完全に粉砕した。

国民の激しい怒りのため、政府は大蔵省が信用できないという状況下で、公的資金（税金）を使った銀行救済策をタイムリーに打ち出すことが政治的に不可能となった。この政策決定の麻痺が、日本の「失われた 10 年」をさらに深刻化させ、長期化させる一因となったのである。

3) 革命：「財金分離」と一つの時代の終わり

このスキャンダルがもたらした衝撃は、それまで誰もが想像し得なかった結末、すなわち大蔵省そのものの解体へと至った。国民と政界からの突き上げるような批判は、歴史的な「財政・金融機能の分離（財金分離）」へと結実した。

1998 年、大蔵省の権力の源泉であった銀行局と証券局が本体から切り離され、独立した行政機関である金融監督庁（後の金融庁）が設置された。さらに 2001 年の中央省庁再編では、輝かしい歴史を持つ「大蔵省」の名称そのものが廃止され、より権能の限定された「財務省」へと改称された。これは、腐敗したイメージを払拭する狙いがあった。大蔵省最後の蔵相であった宮澤喜一氏が、新しい「財務省」の看板の揮毫を拒んだという逸話は、自らが属した母校ともいえる組織の解体に対する、象徴的な抵抗であった。

この事件は他にも、若手エリート官僚が税務署長に就任する「若殿研修」の廃止や、国家公務員倫理法の制定といった、重要な改革の引き金となった。

4) 結論：なぜこれがワースト 1 位なのか

大蔵省接待汚職事件が戦後史における最悪のスキャンダルと位置づけられるのは、その卑猥な詳細や、処分（112 人）および逮捕された官僚の数の多さだけが理由ではない。その帰結が、革命的であったからである。この事件は、日本の近代史上、最も強力で歴史ある官庁の、組織的かつ制度的な失敗が、その存在自体を許容できないレベルにまで達していることを白日の下に晒した。そして、その失敗が、国家の統治機構そのものを根本的かつ恒久的に作り変えるという、直接的な結果をもたらした。他のいかなるスキャンダルも、日本国家の構造自体にこれほど直接的で変革的な影響を与えたものはない。

5) 分析と考察

この事件は、1980 年代のバブル経済がもたらした、遅れてきた直接的な帰結であった。バブル期に大蔵省が「行政指導」の名の下に振るった絶

大な裁量権は、絶対的な傲慢さと、民間セクターとの癒着が常態化する土壌を育んだ。1998年のスキャンダルは、このバブル時代の統治モデルが、壮絶な形で崩壊した瞬間であった。好景気の時代には機能しているように見えたこの癒着システムは、不況下では国家経済を蝕む致命的な欠陥となったのである。金融庁の創設は画期的な改革であったが、同時に新たな長期的課題も生み出した。それは経済政策決定の断片化であり、財政の健全性を担う財務省と、金融システムの安定性を担う金融庁との間で、時に政策の齟齬や摩擦を生じさせることになった。一つの危機への解決策が、将来の政策協調における問題の種を蒔いたともいえる。

結論：財務省に受け継がれる DNA

これら5つの事件の分析から、大蔵・財務省の「傲慢のDNA」を構成する共通の糸が浮かび上がる。

権力の傲慢さ：自らはエリートであり、他者を律する法や規範を超越した存在であるという、省内に根強く存在する特権意識。

権力集中の弊害：財政と金融という絶大な権限の一極集中が、いかに必然的に腐敗を生み出すかという現実。

説明責任の不在：1948年の政治家たちの無罪判決から、2018年の幹部たちの不起訴に至るまで、組織の上層部や政治家が意味のある責任を免れ続けるという、繰り返されるパターン。

どうだろうか。なかなか鋭い分析をしているのではないだろうか。では、税理士の不祥事ワースト5も取り上げたいところであるが、背中が寒くなり、真夏の怪談になりかねないので、ここで辞めておこう。皆さん、どうか、猛暑を乗り切っていただきたい。



TAINSメールニュース No.715 2025.04.03

企業買収の意思決定前のデューデリジェンス費用も株式の取得価額に算入と判断!

(令06-01-24 非公開裁決 棄却 F0-2-1232)

この事案は、企業買収の際に支出したデューデリジェンス(D D)費用を雑費として損金の額に算入していたA社が、課税庁から、本件DD費用は、株式の購入のために要した費用で株式の取得価額に算入すべきとして、法人税等の更正処分等を受けたものです。A社は、A社の企業買収では、取締役会の決議により、初めて株式を購入するか意思決定がなされ、意思決定前に発生したDD費用は、購入か否かの意思決定を得るためのもので「購入のために要した費用」に当たらないとしました。審判所は、企業買収の際に支出したDD費用について、次のように判示し、本件 DD 費用は、「購入のために要した費用」と判断しています。

取得しようとする有価証券の候補が複数ある場合において、

いずれの有価証券を取得すべきかを決定するために行うDD費用は、通常、取得を目的とする株式が特定されていないことから、実際に取得した有価証券の取得との関連性は希薄であるといえる。しかし、少なくとも、特定の有価証券を取得する前提で行うDD費用は、その特定の有価証券の取得を断念した場合を除き、当該有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出する費用というべきである。

本件について、買収対象会社に対するDDに係る見積書、報告書等において、対象業務等として買収対象会社の株式取得に伴うなどと記載されていることから、特定の株式の取得を目的として委託したものと認められる。本件DD費用は、「その有価証券の購入のために要した費用(法令119条1項1号)」に当たる。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-2-1232

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.716 2025.04.10

太陽光発電に係る一連の取組・スキーム内容からだけでは「事業」に該当せず!

(令06-03-13 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2715)

原告は、A社を介して、太陽光発電に係る土地の取得、設備の設置、発電、売電等に向けた一連の取組(本件各取組)を行っており本件各取組を事業として太陽光発電を行っていたとの認識の下、本件各取組に係る費用を必要経費に算入し、事業所得の金額の計算上の損失(事業収入0円-必要経費)として所得税等の確定申告をしましたが、課税庁は事業所得を0円として更正処分等した事案です。

原告は、本件各取組について、そのスキームの内容に照らすと、これが開始されれば「事業」に該当することになるところ、本件借入れ等の重要な行為がされていた以上、本件各取組は既に開始されていたといえるから「事業」に該当すると主張しましたが、東京地裁は次のように判断し、原告の主張を退けています。

原告は、本件各取組において、A社との間で発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結したが、実際にはその地位を取得することができなかったものである。しかも、原告が本件各土地や本件各設備等を取得することを全面的に委ねていたA社については、既に破産手続が行われ、A社の代表取締役は、架空の太陽光パネルの設置を持ち掛けて他人から工事代金を騙し取ったとの嫌疑により、その後、逮捕、起訴されたというのであり、これらのことからすると、本件各取組は、これを反復継続的に遂行するために必要な客観的な基礎を完全に欠いていたといわざるを得ず、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であったということとはできない。したがって、本件各取組は、「事業」(所得税法27条1項、同法施行令63条12号)に該当しない。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2715

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINS 閲覧者数ランキング

集計期間：2025年05月30日～2025年06月28日

1

事例集 法人税及び消費税等の処理における誤り易い事例とそのチェックポイント
令和6年9月 国税庁調査課 東京国税局調査審理課【情報公開法第9条第1項による開示情報】
法人税 行政文書 法人消費事例東京局R060900

2

横浜地方裁判所令和4年(行ウ)第〇〇号所得税更正処分等取消請求事件(棄却)(控訴) 国側当事者・国(〇税務署長事務承継者横浜南税務署長) 令和6年2月14日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】【ふるさと納税/返礼品に係る経済的利益の価額(事業者調達価格)】
判決年月日 R06-02-14 国税庁訴資 Z888-2705

3

東京高等裁判所令和6年(行コ)第〇〇号贈与税決定処分等取消請求控訴事件(原判決変更、全部取消し)(納税者勝訴) 国側当事者・国(沼津税務署長)
令和6年12月12日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】
【贈与財産の範囲/内縁関係の成否/婚姻費用分担義務の履行か贈与か】
判決年月日 R06-12-12 (R06-03-14) 国税庁訴資 Z888-2734 (Z888-2728)

TAINSメールニュース No.717 2025.04.17

死亡退社による合資会社の持分払戻請求権～同意書の0円は認められない！～

(令06-06-22 名古屋地裁 棄却・控訴 Z888-2720)

本件は、原告会社（合資会社）の無限責任社員であったD(被相続人)の死亡により、被相続人の原告会社に対する出資に係る払戻請求権（本件払戻請求権）の評価額が争われた事件です。そのほか、被相続人のみなし配当所得や原告会社の源泉徴収義務などについても争点となりました。なお、原告会社の定款には、社員が死亡した場合に持分を承継する旨の定めはありません。

個人原告（相続人）らは、払戻しを行わない旨の合意（本件各同意）により、被相続人の金銭又は金銭交付請求権の額は0円になると主張しましたが、名古屋地裁は、評価額については次のとおり判示して、請求を棄却しています。

会社法611条《退社に伴う持分の払戻し》2項の規定から、

持分会社に対する出資の払戻請求権は、退社時における持分会社の純資産に着目して評価すべきであり、被告が主張するとおり、評価通達に従って、持分会社に対する出資に準ずるものとして純資産価額方式によって評価することが相当であると認められる。

相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額は、相続開始日の時価によって評価すべきであるところ、本件各同意の同意書はいずれも相続開始日より後に作成されたものであるから、事後的な合意によって決められた金額をもって、相続開始日における本件払戻請求権の時価と評価することはできない。したがって、本件各同意は、評価額に影響を与えないというべきである。

《検索方法》 [詳細検索] > TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2720
(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.718 2025.04.24

国際司法裁判所の元裁判官が受ける恩給は、非課税ではなく雑所得に該当！

(令05-03-16 東京地裁 棄却・確定 Z888-2563)

本件は、国際司法裁判所(ICJ)の裁判官であった原告が、その勤務に報いるものとしてICJ規程32条7に基づき退職後に受けていた恩給が非課税であるか否かを争点とする事案です。東京地裁は、本件恩給は非課税ではなく雑所得に該当すると判断し、その理由を、次のように判示しました。

ICJ規程32条の規定ぶりに照らせば、ICJ規程32条8が免税の対象とする「俸給、手当及び補償」に同条7の「恩給」は含まれていないものと解するのが、条約法条約という用語の通常解釈として自然なものである。

上記の解釈は、国際的な機関における免税規定の趣旨にも整合する。すなわち、一般には、国際機関の特権免除が認められる趣旨は、個々の加盟国の管轄権行使による干渉を排除して当該国際機関の設立目的の実現及び個別具体的

な任務の遂行がいずれも独立性を保った上でされる必要があるとの要請によるものと解されること、かかる要請を課税の局面において担保するための一つの方策として、国際機関の職員の職務の対価として支払われる金銭に対し、当該職員の属する国のいかにかわらず、平等にその支給がされるようにすることが考えられる。

ICJ規程32条8も、上記の観点から、ICJ裁判官が在職中にその職務を行うことの対価として発生する「俸給、手当及び補償」については租税を免除すべきであるとして明示しているのに対し、同条7にいう「恩給」は退職後に支給されるものであり職務自体の対価とは明らかに性質を異にするがゆえに、あえて32条8に掲げていないものと解するのが合理的である。そうすると、本件恩給を非課税所得とすべき根拠はないこととなる。

《検索方法》 [詳細検索] > TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2563
(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.719 2025.05.01

居住用財産／ある程度の期間継続して生活の拠点としていたと認められない！

(令03-01-12 非公開裁決 棄却 FO-1-1328)

納税者が、不動産の譲渡損失について、措置法第41条の5の居住用財産の買換え等に係る譲渡損失の損益通算の特例を適用して平成26年の所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該不動産は請求人が居住の用に供している家屋ではないから当該特例は適用できないとして更正処分等をした事案です。

審判所は、以下のとおり、納税者の請求を棄却しました。

請求人又はその家族は、本件期間において、本件マンションを利用場所として、電気及びガス供給契約を締結したことはなく、水道も利用していなかった。

請求人が本件マンションで起居していたとしても、請求人は、平成25年12月に帰国してから、本件買換資産に転居

するまでの3か月間又は売却するまでの間、一時的に本件マンションを仮住まいとして使用していたにすぎず、また、本件マンションの状況からしても継続して生活ができる実体を具備していたものとはいえないのであるから、本件マンションについて、真に居住の意思を持って客観的にもある程度の期間継続して生活の拠点としていたと認めることはできない。

(編集員からのひとこと)

納税者は平成10年に本件マンションを購入し、家族とともに居住していたのだから、平成21年中国に赴任して居住していなかったが、家族が順次帰国した平成24年3月から、社宅ではなく、本件マンションに居住していれば、納税者本人が帰国後3か月の短期入居でも、特例の適用はできたであろうか？

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 FO-1-1328

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.720 2025.05.08

訴訟上の和解による解決金～全額が遺留分減殺請求の価額弁償金ではない！～

(令06-07-03 公表裁決 全部取消し J136-3-05)

請求人は、その兄を被告とて、主位的に被相続人(平成28年6月死亡)の公正証書遺言の無効、予備的に遺留分減殺請求などを求める訴えを提起しました。

令和4年3月、訴訟上の和解が成立し、兄から請求人へ解決金(本件解決金)を支払うことが確定しました。請求人が、令和5年7月、遺留分減殺請求に基づく価額弁償金を取得したとして、本件解決金の一部について、相続税申告をしたところ、原処分庁は、その全額が価額弁償金に該当するとして更正処分をしました。

審判所では、次のとおり判断し、更正処分は相続税法35条《更正及び決定の特則》3項1号の要件を満たさないとし、その全部を取り消しました。

和解調書には、本件解決金が遺留分減殺請求に基づく

価額弁償金であることを示す記載はないこと、予備的な主張を根拠にして本件解決金の全額が遺留分であると判断することもできないこと、訴訟における双方の弁護士の各申述等の内容に相当程度の齟齬がみられることなどから、本件解決金は、その全額が遺留分減殺請求に基づく価額弁償金であると認めるに足りる客観的な証拠はなく、価額弁償金以外の法的性質を有する金員が含まれていることを否定できない。

したがって、更正処分より増加した金員が、請求人の兄に対する遺留分減殺請求に基づく価額弁償金に該当すると断定することはできず、その法的性質は不明であるといわざるを得ないし、その中に遺留分減殺請求に基づく価額弁償金に該当する金員が含まれているとしても、当該金員が幾らであるのかも定かではない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 J136-3-05

(税法データベース編集室：依田 孝子)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先



TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください

よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



■TAINSメールニュース No.721 2025.05.15

業務委託の合意の事実が認められ、重加算税の賦課決定処分が取り消された事例

(令06-02-15 東京地裁 一部認容・確定 Z888-2685)

原告は、除染作業で生じた廃棄物の減容に使用される圧縮袋等を販売していました。原告は、地方自治体を取り扱う圧縮袋等が原告の希望する仕様等になるよう地方自治体等に働き掛けを行う旨D社等に依頼し、その報酬を「支払手数料」などとして支出していたところ、課税庁から、これら支出は、その用途が明らかでなく損金の額に算入できないとして、法人税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受けたものです。

東京地裁は、D社の代表者Eが地方自治体等に対して何らかの活動をした証拠はなく、これら支出は原告の事業の遂行上必要と認めることはできないとして、損金の額に算入することを認めませんでした。重加算税の賦課決定処分につ

いては、下記のように判断をして取り消しています。

当裁判所は、本件各支出が原告の事業の遂行上必要であるとは認められないと判断するものであるが、原告において、Eの当該地方自治体等に対する具体的な働き掛けがあったと信じ、それによってEに依頼した内容が達成されたと考え、その対価としての金員を協議の上、請求書の発行を依頼して支払ったことは、Eとの合意に基づく支払及びその前提としての請求書の発行依頼として位置付けるのが相当であるから、これらを国税通則法68条1項にいう隠蔽、仮装と評価するのは相当ではない。したがって、本件において、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽」又は「仮装」に該当する事実を認めることはできない。

《検索方法》【詳細検索】>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2685

(税法データベース編集室：草間 典子)

■TAINSメールニュース No.722 2025.05.22

相続時精算課税～贈与税の更正決定等の除斥期間の経過した贈与財産の加算～

(令07-01-16 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2731)

原告らは、相続税の申告及び修正申告を共同でしたところ、原処分庁から、被相続人から生前に賃借した土地に係る借地権の価額の2分の1に相当する金額を課税価格に加算すべきであるとして、相続税の更正処分等を受けた事案です。

原告らは、本件借地権相当額は贈与税の更正決定等の除斥期間は既に経過しており加算することはできない旨を主張しましたが、東京地裁は、次のように判断して原告の主張を退けています。

原告らは、相続時精算課税選択届出書に係る財産の贈与を受けた平成21年以後の年である同年中に、対価を支払うことなく本件借地権相当額の経済的利益を受けたことにより、当該経済的利益を贈与により取得したものとみなされ(相続税法9条)、相続時精算課税の適用を受けるものであって、

原告らの贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに該当する。原告らは、本件借地権相当額の贈与に係る贈与税に対する更正決定等の除斥期間は既に経過していたから、同贈与税について課税当局による課税権限の行使は不可能であり、本件借地権相当額は、本件相続税の課税価格に加算することができない旨主張する。しかし、相続税法21条の15は、相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の範囲について、相続時精算課税制度の適用を受ける財産のうち「当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの」とし、これを超えて、納税者の申告や税務署長の更正決定等により贈与税の課税価格に算入されたものとは規定していない。したがって、原告らの主張は採用できない。

《検索方法》【詳細検索】>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2731

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士顧問料等の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。

報酬自動支払制度は
インボイス制度対応
ネット受付口座振替サービス
開始!

【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

少ない件数からの利用をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
無料	335円/件

売上管理型

請求・集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
1,800円/月	240円/件

5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。

※表示金額は消費税を含みません。

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

資料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**

報酬自動支払制度のお問い合わせは **0120-155-551** 詳しい制度内容は、ホームページから!

報酬自動支払制度

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<https://www.tozeikyoo.or.jp>

東京税理士協同組合 禁日税ビジネスサービス
事務代行社 資料請求はこちらから

■TAINSメールニュース No.724 2025.06.05

外国子会社合算税制／外国の財団を通じてバハマ法人の全株式を間接保有

(令06-03-11 非公開裁決 一部取消し F0-1-1666)

原処分庁は、請求人は、リヒテンシュタイン公国に設立したA財団を通じて、バハマ国のB法人の全株式を間接保有しているから、B法人は外国関係会社に該当し、外国子会社合算税制(措置法40条の4)の適用があるととして所得税等の更正処分等を行いました。これに対し、請求人は、A財団は持分の定めのない法人であり、A財団を通じて株式を間接保有することはあり得ないと主張しています。

審判所は、次のような理由により、B法人は外国関係会社に該当すると判断した上で、外国子会社合算税制を適用した場合の雑所得の金額等を計算すると、更正処分の金額を下回る年分があるととして、その一部を取り消しました。

措置法40条の4の規定は、居住者の外国関係会社の支配関係を判定するため の要件として「株式等の数」を基準とするものであるところ、請求人は、A財団の資産の管理権限を単独で掌握し、A財団の資産及びその収入を単独で受けることができるのであるから、自益権及び共益権を単独で有しているものといえる。そして、請求人は、A財団の資本金の全額を拠出しているのであるから、株式会社等における構成員の地位(法的地位)を取得しているものと評価でき、A財団の「株式等の数」を有すると同視できるものといえる。したがって、請求人は、A財団を通じて、B法人の株式等を間接保有しているといえる。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-1-1666

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

■TAINSメールニュース No.725 2025.06.12

販売目的の一棟の建物／保有期間中空室部分の用途区分は按分できない！

(令07-01-24 東京地裁判決 棄却 Z888-2735)

納税者が、建物は将来の販売を目的として取得したから、建物の取得等に係る課税仕入れは課税対応課税仕入れに該当するとして更正の請求をした事案です。

購入時からその一部の居室が住宅として賃貸されている販売目的の建物の用途区分は共通対応課税仕入れに該当するとの判断は、何件もみられますが、今回の事例では、納税者は、購入時から空室で、賃料収入が一切発生せず、売却時も空室だった部分は全居室数に対する各空室の数の割合によって按分し、課税対応課税仕入れにすべきであると主張しました。

裁判所は、用途区分の判定単位である個々の取引の対象は、各建物の個々の居室ではなく、一棟の建物としての各建物である。原告は、賃借人がいる状態で各建物を購入し、そ

の後、これを売却するまでの間、その賃料を収受したものであるから、各建物取引に係る各課税仕入れは、共通対応課税仕入れに該当するものであり、課税対応課税仕入れに該当するとは認められない。と判断しました。

また、原告は、支払った家賃保証等は、空室が続くことによる建物の売買代価の調整で「売上げに係る対価の返還等」(消法38)に該当すると主張しました。

裁判所は、家賃保証特約は、売買契約とは別個の特約であり、原告は、これにより新たな債務の負担を約したものであって、その支払は、債務を履行したものであり、売買代金の額が事後的に返還又は減額されたものとはいえないから、「売上げに係る対価の返還等」に該当するとは認められないと判断しました。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2735

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税務に関する専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険



(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 <https://zeirishi-hoken.co.jp>



TAINSメールニュース No.726 2025.06.19

内縁関係にある者からの生活費・教育費等は婚姻費用と判断・納税者勝訴！

(令06-12-12 東京高裁 原判決変更、認容 Z888-2734)

この事案では、乙(控訴人)名義の預金口座に入金された金員のうち、内縁関係にある甲が原資を出捐した金員(本件各金員、平成24年から平成29年までに合計1億8613万円)について、乙が甲から贈与により取得したのか、乙が甲から生活費又は子供達の教育費等の婚姻費用分担義務の履行として受領したものが争われました。原審(Z888-2728)が住居の賃料を除き贈与であると判断したことから乙が控訴しました。東京高裁では、乙と甲の内縁関係を認めた上で、次のとおり判断し、贈与税の決定処分を全部を取り消しました。

婚姻費用の具体的内容は、基本的には夫婦間の合意によって決せられることからすれば、夫婦の収入、資産状態等によって規定される生活の程度や状態に応じて、当該合意に基づいて個別にその該当性を判断するのが相当である。

甲の生活状況からすると、本件各金員の入金経緯として、甲、乙及び両者の実子及び乙の連れ子の生活費・教育費等に充てるためであったと認められ、乙や子供達の生活費等は、婚姻費用分担義務の履行の範囲内の金員である。加えて、本件各金員の相当部分は住民登録をしていないとの理由から預金口座を開設できない甲のために使用されたものと推認されるのであり、多額の資産(約50億円)を有する甲から収入のない乙に対する婚姻費用分担の合意に基づく義務の履行として不相当に過大である又は目的外で給付がされたものと認めることはできない。

本件各金員は、甲から乙に対し合意に基づく婚姻費用分担義務の履行として支払われたものであり、乙が甲から贈与により取得した財産ではない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2734

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.727 2025.06.26

複数回にわたり取得した外貨の円換算額の算定は総平均法に準ずる方法が合理的！

(令07-02-05 東京地裁 棄却 Z888-2740)

原告は、複数の預金口座で外貨通貨を保有し、平成29年から平成30年にかけて、米国に所在する4つの不動産をドブル建てで購入するなどの複数の外貨建取引を行いました。本件は、これら外貨建取引のうち不動産購入における為替差益の額を算定する際の外貨取得時の円換算額の算定方法が争われました。

原告は、暗号資産の取得価額の計算を規定した所得税法施行令119条の2第2項を根拠として、外貨の取得時の円換算額の算定は個別法を用いるべきであると主張しましたが、東京地裁は、納税者の主張を退けています。

預入れ時の為替レートが異なる外貨が混在している場合において、払い出す外貨の取得時の円換算額をどのように算定

するかについては、法において直接の定めはないものの、外貨の性質等を考慮し、基本的には、法定評価方法の中から、適用すべき評価方法を採用するのが合理的である。

所得税法は、2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券で雑所得又は譲渡所得の基因となるものを譲渡した場合に係る有価証券の取得費等の計算に関して、総平均法に準ずる方法を採用している。外貨も、有価証券と同様、取得費等が異なっても一単位ごとに認められる権利や性質、価値などは基本的に変わらないと認められ、2回以上にわたって取得した同一種類の外貨について、為替差益の額を算定する際の取得時の円換算額の算定においては、有価証券と同様に、単価を平均する総平均法に準ずる方法を適用するのが最も合理的である。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2740

(税法データベース編集室：草間 典子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

全税共の主な事業ご紹介

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 5つの補償(物損害・工事物・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます
- 個人賠償責任補償保険 日常生活における賠償事故を幅広く補償します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談
健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ
みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金)ほか

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F
TEL 03(5740)8331 FAX 03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>



TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
 - ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
 - ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
 - ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法
- ビデオライブラリ・正高年齢者雇用 ...



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆コンサルティング業務委託契約書
- 2位 ◆退職金規程（R02.03）
- 3位 ◆一般労働者用モデル労働条件通知書
（常用、有期雇用型）（R06.02）
- 4位 ◆臨時株主総会議事録
資本準備金の資本組入れ（株式会社・増資）（R02.10）
- 5位 ◆金銭消費貸借契約書（汎用モデル〔一括払い〕）
- 6位 ◆株式譲渡契約書（譲渡側）
- 7位 ◆出向協定書
- 8位 ◆短時間労働者用モデル労働条件通知書
（常用、有期雇用型）（R06.02）
- 9位 ◆債権譲渡契約書
- 10位 ◆与信管理規程

2025.6.30現在



判例を読み解くTAINS 講座

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記のとおり新シリーズ「判例を読み解くTAINS講座」を掲載いたしました。

ログイン後、右上部の「研修サイト」をクリックするとサイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。

また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

本シリーズはいずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

TAINS 研修

TAINS MOVIE (30分研修動画)

1~20

2022年4月～2023年12月

1	売主は非居住者か否か 不動産売買と源泉徴収義務	2022年4月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
2	税理士による調査拒否が注意義務違反に ～損害賠償金額は3億円超～	2022年5月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
3	節税目的で取得した不動産に総則6項を適用 ～適用が認められる「特別の事情」とは～	2022年7月公開 講師：税理士 額田朋子（近畿税理士会）
4	土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価 ～合意解除は相続税に影響するのか～	2022年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
5	ユニバーサルミュージック事件 ～同族会社の行為計算の否認規定～	2022年9月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
6	株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場株式の評価 ～貸付金債務は負債計上すべきか～	2022年10月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
7	【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益の分割方法の適否 ～日本ガイシ事件～	2022年11月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
8	土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得（駐車場収入）の帰属 ～使用貸借が節税策として利用された事案～	2022年12月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
9	上場株式等の譲渡損失の損益通算・繰越控除と確定申告	2023年1月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
10	不動産所得の必要経費 同族会社へ支払った業務委託料	2023年2月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
11	ポイント交換に伴って受けた金員が消費税の不課税とされた事例 ～消費税法上の「対価」の該当性～	2023年3月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
12	土壤汚染地の評価について	2023年4月公開 講師：税理士 毛利修平（四国税理士会）
13	建具等の減価償却資産の区分 ～ユニットバスは建物か、器具備品か～	2023年5月公開 講師：税理士 鈴木涼介（東京税理士会）
14	「1人飲み」交際費計上と重加算税 ～事実の仮装隠ぺいと認定された事案～	2023年6月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
15	興銀事件から考える ～貸倒損失の認定において社会通念基準は有効か？～	2023年7月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
16	代理人の顕名がない贈与契約書の有効性 ～生命保険契約の保険料を誰が負担したのか～	2023年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
17	役員給与の不当に高額な部分の金額 ～実質基準が争点となった事例～	2023年9月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
18	給与所得を有する医師の洋画制作販売から生じた損失 ～「事業」の該当性が争点となった事例～	2023年10月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
19	【小規模宅地等の特例】成年後見人が事業の用に供していた土地 は特定事業用宅地等に該当するか？～生計一要件の該当性～	2023年11月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
20	3棟の貸家が存する敷地の評価 ～評価単位と共用施設の取扱い～	2023年12月公開 講師：税理士 永井智子（千葉県税理士会）



判例を読み解くTAINS講座



TAINS 研修 TAINS MOVIE (30分研修動画)

21~38

2024年1月~2025年6月

21	みなし譲渡課税 ～取引相場のない株式の時価～	2024年1月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
22	宗教法人の営むペット葬祭業は収益事業か ～公益法人等の収益事業該当性～	2024年2月公開 講師：税理士 堀尾博樹（名古屋税理士会）
23	工場で製造に使用されている冷蔵庫等の資産区分 ～パン工場の冷蔵庫は器具備品か～	2024年3月公開 講師：税理士 望月重樹（東海税理士会）
24	建築士等の無資格者に支払った報酬の源泉徴収義務	2024年4月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
25	事前確定届出給与の要件 ～過去の職務執行の対価か～ 更正処分をすべて取り消した裁決	2024年5月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
26	固定資産税の戦い方と課題（建物編）	2024年6月公開 講師：弁護士 三木義一
27	相続税における債務免除控除と所得税における債務免除益課税	2024年7月公開 講師：弁護士 三木義一
28	土地建物一括譲渡の場合の対価の区分 ～売買契約書における区分は「合理的」といえるか～	2024年8月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
29	少額減価償却資産の取得価額の損金算入（一時償却）の可否 ～判定単位と金額基準～	2024年9月公開 講師：税理士 柳沢 徹（東京税理士会）
30	交際費と福利厚生費 ～専ら従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」～	2024年10月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
31	最高裁令和4年判決後、非上場株式について 総則6項の適用を判断した事例	2024年11月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
32	消費税の役務提供の内外判定 ～ツアー客向け商品販売を行う輸出品販売場（免税店）が受ける役務の提供～	2024年12月公開 講師：税理士 平井義一（東京税理士会）
33	青色事業専従者給与の適正額とは？ ～内科医の配偶者が看護師である事例～	2025年1月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
34	就労継続支援B型の工賃について、仕入税額控除の可否が初めて争われた事案 ～消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる」（対価性）があるか否か～	2025年2月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
35	相続財産となる不当利得返還請求権 ～被相続人の口座からの多額の現金出金～	2025年3月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
36	太陽光発電システムを事業の用に供した日 ～用途に応じた個別の事実関係で判断～	2025年4月公開 講師：税理士 佐藤善恵（近畿税理士会）
NEW 37	固定資産税（複合施設の評価）～複合構造家屋の経年減点補正率は「低層階方式」か「床面積方式」かが争われた事例～	2025年5月公開 講師：弁護士 三木義一
NEW 38	ふるさと納税と返礼品課税～返礼品に係る経済的利益の価額とは（事業者調達価格）～	2025年6月公開 講師：弁護士 三木義一

1 税法データベース収録情報一覧 2025.6.30現在

	所得税	法人税	相続税	消費税	他国税	地方税	その他	計
判決	6,439	3,496	1,634	393	817	401	887	14,067
裁決	2,456	1,785	1,339	560	254	48	1	6,443
通達	3,636	4,690	2,205	754	22	0	239	11,546
相談事例	2,024	4,503	3,194	2,478	127	2	407	12,735
その他文書	0	0	0	0	0	620	182	802
行政文書	87	209	1	25	10	0	2,327	2,659
計	14,642	14,683	8,373	4,210	1,230	1,071	4,043	48,252

・裁決には、非公開裁決4,060件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,666件です。

2 収録期間 2025.6.30現在

国 税	収録期間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和7年4月17日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和6年10月28日まで
その他	判決・裁決	令和7年3月12日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

3 日税連税法データベース会員数一覧

2025.6.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,422	73
東京地方	653	10
千葉県	242	4
関東信越	609	15
近 畿	1,282	10
北 海 道	233	2
東 北	342	7
名古屋	482	10
東 海	385	8
北 陸	198	6
中 国	340	9
四 国	192	2
九州北部	339	7
南九州	271	7
沖 縄	75	0
小 計	8,065	170
そ の 他	243	
合 計	8,478	

TAINS 研修会のお知らせ

研修会のお知らせは決定次第、TAINS ホームページの「お知らせ」にてご案内いたします。



TAINS 2025年夏号

- 発行日／2025年7月15日(VOL.31 通巻第243号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

税理士の
必携ツールが!!

- ・税理士新規登録者は、TAINS の会費及び利用料金が 6 か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 (不課税)+利用料 1,018 円 (税込))
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込み
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



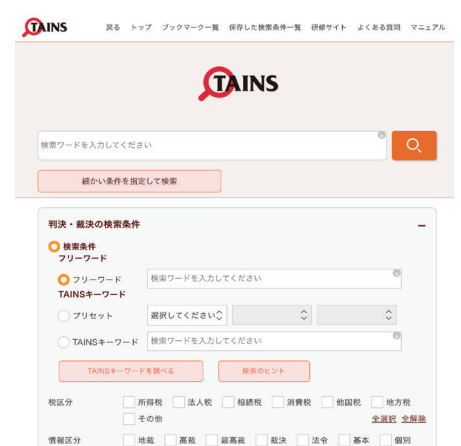
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。



より使いやすく、サービスも充実して TAINS はパワーアップしました!!



TAINS（税理士情報ネットワークシステム）は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されていきます。税務に関する判決、裁決通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。

TAINS は今回のリニューアルでさらに使いやすく進化しました。新しくなった検索画面で、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。ぜひ TAINS にアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。

リニューアルして、使いやすい検索機能 便利な横断検索もできます



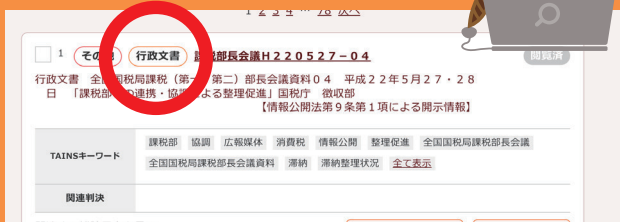
TAINS で検索を行うと国税庁・国税不服審判所のホームページと、関連する税務雑誌目次・他社データベース内の情報も同時に検索！効率的に情報収集が可能です。

オンデマンド研修が無料で受講できる 30分研修動画で旬の判例・裁決を解説



受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

TAINS だけで見られる 行政文書や非公開裁決を掲載



情報公開法による開示情報として取得した課税庁の内部資料や税理士会会員相談室への相談事例などの実務に役立つ情報に素早くアクセスできます。

TAINS なら、日本法令の Japptic 書式集が利用できます



日本法令の Japptic 書式集が使い放題！株主総会議事録や、各種契約書・内容証明のひな形など、日本法令が提供する業務に役立つ書式集も使い放題です。

「TAINS」で検索、ホームページから是非ご入会下さい。

■ TAINS 会員だけの研修サイト



30分研修動画では実務に役立つ判例・裁決を解説。もちろん、研修時間に算入されます。ぜひ、ご利用下さい。

■ 税理士法人にも対応

個人会員	法人会員
税理士個人の方はこちら。	税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。
月払い 2,018円(税込)	月払い 4,037円~(税込)
年払い 22,186円(税込) 月払いよりも年間2,000円お得です	年払い 44,372円~(税込) 月払いよりも年間約4,000円お得です

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 (月払いの場合) → **22,186円** (年払いの場合)

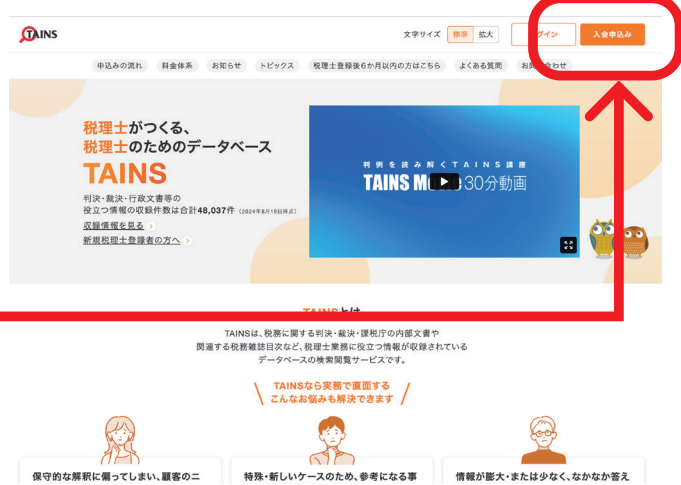
お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士(法人)登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。

※消費税の会計処理は次の通りです。個人会員・月払い〔会費1,000円(不課税)、利用料926円(税別)〕/個人会員・年払い〔会費12,000円(不課税)、利用料9,260円(税別)〕/法人会員・月払い〔会費2,000円(不課税)、利用料1,852円(税別)〕/法人会員・年払い〔会費24,000円(不課税)、利用料18,520円(税別)〕



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
https://www.tains.org
Mail:info@tains.or.jp



いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための

相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

下記制度へのご加入を賜りますよう、

心よりお願い申し上げます。

税理士
団体保障

団体介護保障

個人年金

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

